

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産税評価額の修正

Q：平成9年度は固定資産税評価額の評価替えの年ですので、今度の評価替えは12年度になるものと思っていたところ、10年度にも評価替えをすると聞きました。本当でしょうか。

A：平成10・11年度に限り、地価が下落し、かつ、市町村長の判断により平成9年度の課税標準（平成11年度については、平成10年度の課税標準）で課税することが弊害を及ぼすと認められたときは、評価額を修正することができることとしています。

【解説】

固定資産税の評価額は、原則として基準年度（今回は平成9年度）の価格を3年間据え置くこととされています。

しかし、平成9年度の地方税法改正案では、平成10・11年度において地価が下落しており、課税上著しく均衡を失うと市町村長が認めた場合には、自治大臣の定める修正基準により評価額を修正できるとしています。

この修正基準の内容については、具体的には明らかにされていませんが、平成9年度の評価替えの時と同じような方法により実施されるようです。

平成9年度の評価替えでは、前々年の7月1日であった評価基準日を前年の1月1日とした上で、評価基準日である8年1月1日以降も地価が下落していると市町村長が認定した地域については、8年7月1日までの半年間の下落率を把握し、市町村長が評価額の修正を行っています。

